普通預金規定

１.（取扱店の範囲）

この預金は、当組合の本店にて預入れ又は払戻しができます。

２.（証券類の受入れ）

この預金には、小切手その他の証券類の受入れはできません。

３.（振込金の受入れ）

⑴　この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

⑵　この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４.（預金の払戻し）

⑴　この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

⑵　この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。

⑶　同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

５.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高１００円以上について付利単位を１００円として、毎年２月と８月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

６.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

⑴　通帳や印章を失ったとき、又は印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

⑵　通帳又は印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約又は通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

７.（成年後見人等の届出）

⑴　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

⑵　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意

後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

⑶　既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前２項と同様に当組合に届出てください。

⑷　前３項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。

⑸　前４項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

８.（印鑑照合等）

⑴　払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

⑵　この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いたします。

９.（譲渡、質入れの禁止）

⑴　この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利及び通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。

⑵　当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第１２条第３項第１号ＡからＦ及び第２号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１２条第３項第１号ＡからＦ又は第２号ＡからＥの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11.　（取引の制限等）

⑴　当組合は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

⑵　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

⑶　前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づ

き、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

12.（解約等）

⑴　この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。

⑵　次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が第９条第１項に違反した場合

③　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合

④　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合

⑶　前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①　預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団準構成員

Ｄ．暴力団関係企業

Ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

Ｆ．その他前各号に準ずる者

②　預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

⑷　この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

⑸　前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。

⑹　第１項による解約時に預金残高及び利息（以下「解約元利金」といいます。）があり、受取方法が当組合以外の金融機関である場合には、当組合所定の振込手数料相当額を振込金額から差引き、振込手数料に充てられるものとします。ただし、解約元利金が振込手数料に満たない場合は、解約時の申出に従って当該解約元利金を放棄したものとして解約手続きを行います。

13.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

⑴　この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

⑵　相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③　第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

⑶　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算について

は、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

⑷　相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.（規定の変更）

⑴　この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

⑵　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

（２０２５．１１．１現在）